



あなたと町政をむすぶパイプ役

広報むぎ

第149号

2020

8

●発行 牟岐町議会・牟岐町役場 ●編集 広報委員会 TEL.72-1111(代) ●印刷 木村プリントテック
ホームページアドレス <http://www.town.tokushima-mugiki.jp/>



○行政報告	2	○NHK放送受信料の免除基準内容	2 1
○議案審議	3	○特定健診&がん検診	2 2
○一般質問	6	○国民年金保険料の納付は口座振替	2 3
○補正予算	1 2	○耐震化に関する補助金制度	2 4
○8月は保険証の定期更新月	1 3	○眠っている空き家を活かしませんか	2 5
○臓器提供の意思表示	1 4	○J R 牟岐線(牟岐～海部間)工事に伴うバス代行輸送について	2 6
○歯科健康診査	1 5	○津波避難場所「旧海部病院」の使用	2 8
○在宅要介護者訪問歯科健康診査	1 6	○福祉のお仕事相談	2 9
○ひとり親世帯臨時特別給付金	1 7	○「千年サンゴ」保全プロジェクト	3 0
○児童手当	1 8	○海が吠えた日	3 1
○児童扶養手当	1 9		
○特別児童扶養手当	2 0		

皆さんの
声を
町政に

町長行政報告(要旨)



ますとみ おさむ
町長 榎富 治

これまで経験したことのない、新型コロナウイルス感染症に苦慮しながら、職員一丸となり取り組んできました。

対策等々の状況について、報告をさせていただきます。

2月26日、新型コロナウイルス対策本部を設置し、4月から5月の全国的な感染拡大時期においては、感染拡大を防ぐため、住民への手洗いや、マスクの着用、換気の徹底、不要不急の外出の自粛などの啓発チラシ、町内放送や、ホームページなどで、周知を行いました。役場など、窓口では、飛

沫防止対策として、アクリル板を設置し、定期的に消毒を行い、感染防止に努めています。

施設の利用では、緊急事態宣言中は、休館又は利用制限をしました。

今後は、新型コロナウイルス感染症予防と、社会活動の両立のため、段階的に、要件を緩和していきたいと考えています。

また、第2波、第3波に備え「新しい生活様式」を取り入れた「とくしまスマートライフ」の実践に、積極的に取り組んでいただくよう、お願いを申し上げます。

緊急事態宣言中を含め、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、町民の皆様には、大変ご苦勞をおかけしました。

感染予防と経済活動の回復、事業者への支援、子育て

世代への給付と教育環境整備のため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、子育て世帯応援事業、手作りマスク製作事業、消毒液の配布事業、公立学校タブレット等整備事業、牟岐町事業継続給付金事業、情報発信

・未来チケット事業、チャレンジ支援事業、学生応援プロジェクト事業、ふるさと応援事業などの、事業予算を本議会へ提案しています。

次に、3月議会以降の主な事業の実施状況等、行政報告をいたします。

イベント・行事の開催については、ほぼ中止や延期になっていきます。

また、各種の会議についても、ほぼ中止、延期、書面決議等での、開催となっています。

建設課関係の、事務事業の経過としては、かんば地区立会のためJＲと、国道55号の境界復元測量業務が完了しています。これから、地権者の方々と境界立会を含めた協議を進めていきま

す。

5月20日に過疎対策事業、町道川長線改良工事の測量設計業務の委託、道路メンテナンス事業、山田橋耐震補修の設計業務の委託をしています。

空き家対策総合支援事業では、除却が1件完了。

産業課関係では、新型コロナウイルス感染症により、町内では宿泊業・飲食業並びに、漁業に、特に大きい影響が出ています。

今後、牟岐町で、事業を継続していただくためにも、定額給付金10万円を可能な限り町内のお店等で消費をしていただきますよう、議員の皆様はじめ、町民の皆様にお願いを申し上げます。

地方創生室の関係では、地域おこし協力隊、集落支援員との協議。サテライトオフィス誘致に係る若者創生会議との連携事業、パンフレット作成について協議。

出羽島波止の家とコロナウイルスに係る協議。京都産業大学と、県南キャンパス・防災・観光についてTV会議を、総合戦略有識者

会議を文書で実施。

5月21日、広報むぎの折り込みで(仮称)「むぎふるさと会」の会員募集を、開始しました。

5月28日、総合戦略有識者会議の結果について、議員宅を訪問して資料の配布をさせていただきます。

5月29日、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金関係で、学生応援プロジェクトのチラシを新聞折り込みで、募集を開始しました。

6月1日、知事・市町村長会議で、旧徳島県立海部病院を改修して軽症者・無症状者を受け入れる県の事業に対して「町民には、風評被害や感染拡大の不安がある」ということを訴え、万全の安全対策や、風評被害が起これない取り組みを講じるよう、要望をいたしました。

以上で、新型コロナウイルス感染症対策への主な取り組みと行政報告とします。

6月定例議会の

議案の内容と審議

定例議会が6月9日から12日まで開かれ、開会日には杵富町長行政報告後、専決処分事項の報告、繰越計算書の報告、条例の改正9件、補正予算4件、その他1件、人事案件13件の提案説明が行われ、櫻谷議員からは、意見書の趣旨説明がありました。

再開日には6名の議員が、一般質問に立ち論議がなされ、その後、各議案を審議、町長提出の報告2件、議案27件と議員提出の意見書1件が可決されました。

専決処分事項の承認

◎令和元年度牟岐町一般会計補正予算
令和元年度の最終予算で、不用額の減額と基金の積み立てを行うもの。
(原案承認)

◎牟岐町税条例等の一部を改正する条例
令和2年度の税制改正による、個人住民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置、たばこ税の見直し、所有者不明土地等に関する固定資産税の課題への対応などの改正。
(原案承認)

◎牟岐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
令和2年度の税制改正による、国民健康保険税の課税の特例に新たに低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例控除を創設。
(原案承認)

◎牟岐町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
法律の改正による、法律名の変更。

(原案承認)

◎令和2年度牟岐町一般会計補正予算
新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の特別定額給付金等の支給を行うもの。
(原案承認)

繰越計算書

◎令和元年度牟岐町一般会計繰越明許費繰越計算書
平成元年度から令和2年度へ繰り越したDMV導入事業補助金、防災情報システム整備事業、ため池浸水区域想定図作成事業、地籍調査費、林道さこやしき線補修工事、かんば建設発生土受入場用地調査測量事業、橋梁耐震補修事業、木造住宅耐震化促進事業、出羽島漁港災害復旧事業以上9件について、繰越計算書を報告し、議会の承認を求めるとの。
(原案承認)

◎牟岐町税条例の一部を改正する条例
新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため。
(原案可決)

◎牟岐町手数料条例の一部を改正する条例
国の法改正にともない、マイナンバー「通知カード」の再発行手数料の条文を削除するもの。
(原案可決)

◎牟岐町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
国の法改正にともない、災害弔慰金の償還貸付を受けた者が、支払猶予等を受ける場合、資産の状況について報告を求めるもの。
(原案可決)

◎牟岐町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
放課後児童支援員資格認定研修に関する規定について、中核市の長が行う研修を修了したものを追加するもの。
(原案可決)

◎牟岐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
国の法改正にともない、家庭的保育事業等による卒園後の受け入れ先確保のための連携施設に関する改正。
(原案可決)

◎牟岐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
国の法改正による、連携施設の要件に関する改正。
(原案可決)

◎牟岐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
徳島県後期高齢者医療広域連合の条例改正により、町の事務として、傷病手当の支給に係る申請書の提出、受付事務を追加するもの。

議

案 審

議

(原案可決)

◎牟岐町国民健康保険条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症対策として休みやすい環境を整備するため、傷病手当を支給するもの。

(原案可決)

◎牟岐町介護保険条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減収が見込まれる場合等における保険料の減免措置。

(原案可決)

その他

◎物品購入契約の締結

第2分団の消防ポンプ自動車を購入するもので、契約金額は3190万円。

(原案可決)

人事

◎牟岐町農業委員会委員の任命

任期満了により、農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるもので、委員に藤元雅文氏、溜口好雄氏、原田俊江氏、坂千代克彦氏、下川勝巧氏、近藤敏一氏、弥氏、榎山利美氏、元内清博氏の12名で任期は令和2年7月20日から3年間。

(原案可決)

◎牟岐町教育委員会委員の任命

教育委員会委員に新たに白木華織氏を任命するため、議会の同意を求めるもので、任期は、前任者の残任期間で、令和2年7月1日から5年10月12日まで。

(原案可決)



白木教育委員

12ページに記載のとおり。

(原案可決)

◎令和2年度牟岐町簡易水道事業会計補正予算

資本的支出で町道川長線天神前地区配水管布設替え工事の委託料、工事費を追加するもの。

(原案可決)

◎令和2年度牟岐町国民健康保険特別会計補正予算

人事異動に伴う人件費の減額と傷病手当金、国保税還付金の追加で、歳入歳出それぞれ310万9千円を追加し、予算総額を6億2402万7千円とするもの。

(原案可決)

◎令和2年度牟岐町介護保険特別会計補正予算

介護保険制度改正に伴うシステム改修費用の追加で、歳入歳出それぞれ56万4千円を追加し、予算総額を7億9011万1千円とするもの。

(原案可決)

質問(要旨)

(多くの議員発言がありました。したが、紙面の都合上、一部を掲載しています。)

問 藤元議員

シルバー人材センターの状況は。

答 海部住民福祉課長

登録者数が50名、草刈りができる方を募集中。

問 横尾議員

長寿敬老祝い金の一部を商品券で。

答 海部住民福祉課長

要望として、お聞きします。

問 喜田議員

大人の風しん検査の状況は。

補正予算

◎令和2年度牟岐町一般会計補正予算

歳入歳出それぞれ2億1260万円を追加し、予算総額を34億1753万9千円と定めるもので、内容は

施策名	概要	対象者	実施期間
高齢者福祉	高齢者福祉施設での感染防止対策	高齢者施設利用者	2020年7月1日～
子育て支援	子育て支援施設での感染防止対策	子育て支援施設利用者	2020年7月1日～
生活支援	生活支援施設での感染防止対策	生活支援施設利用者	2020年7月1日～
地域活動	地域活動施設での感染防止対策	地域活動施設利用者	2020年7月1日～
その他	その他施設での感染防止対策	その他施設利用者	2020年7月1日～

新型コロナ支援施策一覧



グレーチング

【答】久米健康生活課長

令和元年度には54名が受検、残り282名。
令和3年度までの事業です。

【問】平山議員

牟岐町事業継続給付金の対象月変更は

【答】田中産業課長

再度の募集を検討する。

【問】横尾議員

道路側溝にグレーチングの整備を

【答】木田建設課長

検討していきます。

意見書

◎徳島県主要農作物種子条例制定を求める意見書

提出者 榎谷千重子
賛成者 喜田 俊司

「主要農作物種子法」が平成30年4月1日をもって廃止されたことにより、各県が行ってきた種子の改良や安定供給の取り組みに法的な裏づけがなくなり、今後、稲などの種子価格の高騰や地域条件に適合した品種の生産普及などが衰退するのではないかの不安が広がっている。

「主要農作物種子法」のもとで行われてきた主要作物(米、麦、大豆)の公的な種子生産の存続ができ、優良で安全な種子の確保のために原種、原原種の生産と保存、ほ場指定、ほ場審査、生産物審査を県が責任をもって行い、主要作物の生産を継続できるものとして、主要農作物種子法のもとで行われてきた主要作物の種

子生産が今後も円滑にかつ持続的に行われる内容を盛り込んだ「主要農作物種子法」に代わる施策が必要である。

徳島県では、法廃止後、「徳島県稲、麦類及び大豆種子生産実施要綱」により、本県における主要農作物の稲、麦類及び大豆の種子の安定的な生産及び普及を継続されていますが、法的拘束力のない要綱は当面の間、という不安定な措置であり、気候変動に左右される栽培条件において、種子の安定供給・安定価格維持、食料安定生産のためには条例制定が不可欠である。

よって、徳島県においては、今後も現行の種子生産・普及体制を生かし、本県農業の主要農作物の優良な種子の安定供給や品質確保の取り組みを後退させることなく、さらには農業者や消費者の不安を払拭させるため、「主要農作物種子法」に代わる徳島県条例の制定を求める。
(採決結果の原案可決)

臨時議会

7月13日に開かれ、次の議案審議を行いました。

◎物品購入契約の締結

タブレットを購入するもので、契約金額は855万5千円。

(原案可決)

議会の動き

- (6月)
 - 2日 全員協議会・議会運営委員会
 - 9日～
 - 12日 第2回定例町議会
- (7月)
 - 3日 広報編集委員会
 - 10日 県知事への要望活動 (徳島県庁)
 - 13日 第2回臨時町議会
 - 31日 徳島県町村議会議長会定例会 (徳島市)

賛否の分かれた議案(各議員の賛否)

議案	議員名								結果
	一山 稔	横尾 政明	平山 尚道	喜田 俊司	堀内 隆弘	森 定雄	藤元 雅文	榎谷 千重子	
発議第2号 徳島県主要農作物種子条例制定を求める意見書	／	○	×	○	×	○	○	○	可決

※ 議長 …／ 賛成 …○ 反対 …×

議

案 審

議

問

牟岐中学校部活動助成金の増額は

答

町財政が厳しく上乗せは難しい



喜田 俊司 議員

町財政が厳しく上乗せは難しい。今後、体育文化後援会組織の活動がでなくなつた場合、保護者が負担することとなる。大変厳しい町財政だが、牟岐町から助成の増額はできないか。

問 喜田議員

牟岐中学校では、部活動活動費用を、牟岐町の助成金、「体育文化後援会」組織の活動により、町民の皆様からの寄付金を充当しているが、世帯数が48世帯と減少し、保護者及び後援会関係者への負担が大きく、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、寄付金集めが非常に厳しい状況だ。この体育文化後援会の活動により、毎年約140万円程が、町民より寄付されている。そして、牟岐町から学校管理費で年間約160万円程の補助が充てられ



答 榎富町長

県下的には、「体育文化後援会」のような組織がなく、保護者からの集金での運営が多い中、この組織は大変有難い活動だ。ただし町財政が厳しく生徒派遣費の上乗せは難しい。県教育委員会主催の大会参加数の縮小も視野に入れ検討する必要がある。

問

旧海部病院の
コロナ療養施設計画への対応は

答

安全性や万全の
対策を取るよう県へ要望する

問 喜田議員

旧海部病院をコロナ感染症の軽症者・無症状者の療養施設とする計画が報道されたが、町職員や議員への事前の説明もなく、町民も大変驚いている状況だ。

この施設は、南海トラフ巨大地震などで、建物が損壊すれば、患者の移動も伴い、感染リスクが高まる状況下での、この計画は非常に心配で、牟岐町及び海部郡への風評被害も皆無とは限らない。

今後、第2・第3波が心配される中、このような施設が必要なのも理解はできるが、全町民に対しての安心のできる説明を行っている。また、改修に当たる業者や改修後の施設運営スタッフには町民の採用をお願いしたい。そして、終息後の運営は、

答 榎富町長

県からの説明は、また、県に対して、どのような対応や要望等を考えているのか。

県の説明では、県南地域の皆様の生命、安全、安心を守り、改修の趣旨や施設の安全性の説明を行い、感染終息後の施設活用案の検討をするとのことであった。町からは施設の安全性に万全を期し、感染終息後は町にとって有意義な施設となるよう、要望を行うとともに、議員からの指摘等も随時県へ要望したい。



旧海部病院



県知事要望

問 情報伝達手段の多様化を

答 「牟岐人アプリ」に加え対応していく



ひらやま なおみち 平山 尚道 議員

問 平山議員

新型コロナウイルスにより、様々な問題点や課題が顕在化したように思う。その中でも、日ごとに状況が変化することのような有事では、様々な情報が飛び交い不安が続く。行政からの正しい情報は、町民に安心感を与えるだけでなく、適切な行動にもつながる。町民に情報をなるべく早く正確に分かりやすく届けるため、既存の情報発信ツールや開発中のアプリに加え、重要度や緊急度に幅広く使い分けのできるSNSを活用すべきでは。

答 枘富町長

町民向けの情報伝達手段は、広報誌、新聞折込み、防災行政無線による放送などがある。町内外へは、ホームページ等を活用し、情報発信を行っている。現在開発中の「牟岐人アプリ」は、来週にも始動できる状態。このアプリは、牟岐町出身者と牟岐に関わりのある方々に登録していただき、今年度、仮称「むぎふるさと会」とも連携し、牟岐町の情報発信をすることを目的とするアプリである。

他のSNSとの連携付けも、アプリの改修時に対応できるものは対応していく。



問 マイナポイント事業について

答 関連団体と共に検討を行う必要がある

問 平山議員

国の事業として、消費の活性化、マイナンバーカードの普及促進、官民キャッシュレス決済基盤の構築を目的とするマイナポイント事業が、本年9月より実施され、来月の7月よりオンラインなどでマイナポイント申し込みが始まる。ステップとして、マイナンバーカードを取得し、マイナポイントを予約し、マイナポイント申し込みを行うというもの。

予約方法として、パソコン・スマートフォン・自治体・コンビニマルチメディア端末・ATMとなっているが、①マイナンバーカードの取得状況は。②マイナポイント事業に向けての本町の考えは。③実施に向けてスケジュール

ルや取り組みは。

答 枘富町長

キャッシュレス化の推進は、感染症対策としても効果が見込まれる事業であるが、町内事業者の決済手数料の負担を考えると、簡単には促進できないところであり、商工会をはじめ、関係団体と共に検討を行う必要がある。

答 海部住民福祉課長

①取得者数は5月31日時点で420人、取得率は10.5%

②マイナポイント事業については、カード交付時にパンフレットを配布し、窓口の専用端末で設定支援を行っている。

答 田中産業課長

③商工会主催でキャッシュ

レス導入の説明会を実施していたらいており、導入店舗数は24件で、主要店舗は導入済み。



※SNS（ソーシャルネットワークサービス）登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス

※アプリ（アプリケーション）OS（オーエス）の上で動くソフトウェアのこと

※OS（オペレーティングシステム）コンピュータのオペレーション（操作・運用・運転）を司るシステムソフトウェア

※マイナポイント 「マイナポイント」とは、マイナンバーカード（個人番号カード）やキャッシュレス決済サービスの普及促進を目的とした政府によるポイントキャンペーン

問 コロナ禍における災害時の備えについて

答 対策に万全を期する



もり さだお 議員

くることも考えられる。コロナ禍における新たな災害時の備えとして、必要な備蓄品の追加や対処方法の策定を今後どうしていくか。

問 森議員

新型コロナウイルス禍、豪雨被害や台風被害の起こりやすい季節がもうすぐそこまできている。災害時に一時的に避難する場合、学校や公民館などが「指定緊急避難場所」に指定されており、これらの場合は、密閉・密集・密接の「3密」に陥る懸念があり、これまでも同じ対応では集団感染を起しかねない。

答 枘富町長

避難用持ち出し袋に、マスクや消毒液の共用を避けるため、体温計や石鹸、ティッシュペーパーも追加した方が良いと思われる。また、ペーパータオルや輪ゴムも簡易マスクとして活用できる。避難所については、安全な場所にある縁故避難も考慮に入れ、町としては、本議会において、密接を防ぐためにパーティションを100個購入する予算を提案している。

保など、避難所での対処方法も検討していきたい。

問 今年度町で行われる国と県の工事計画は

答 牟岐バイパス事業ほか

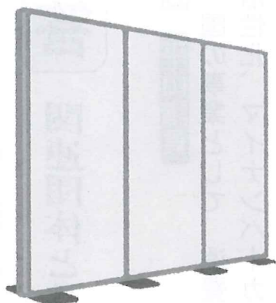
問 森議員

今年度、本町での国と県が管轄する道路などの改良工事、舗装工事、清掃、牟岐川の砂利の撤去、牟岐バイパスなど、現在着手しているものも含め、今年度の計画内容、予定、進捗状況は。

答 枘富町長

令和2年度の当初予算分の国の事業は、国道55号・牟岐バイパスの事業計画に事業費1億2000万円、事業内容は調査設計、支障物件移転、大谷地区改良工となっており、用地進捗率が約82%、事業進捗率は約48%の状況である。国道55号、かんば峠視距改良は、交通安全事業で事業費2400万円、事業内容は調査設計・用地買収となっている。県事業は、急傾斜地崩壊対策事業として、事業費2200万円、町の負担は5%の110万円で、この事業については着工をしている。

負担金のない事業は、緊



牟岐バイパス

急地方道路整備事業として、日和佐牟岐線のバイパス関連で事業費500万円。牟岐海南線の工事箇所は、河内の冠水対策で事業費1000万円、路側整備事業は日和佐牟岐線で510万円。総合流域防災事業は補正予算分で事業費1億円。この事業のうち、牟岐川の河床掘削工事は、文化センター前と牟岐川・橘川の合流地点の2箇所です。6月25日入札となっている。河川特殊改良事業は、内妻川の護岸工で事業費425万円。

問

重要課題である
役場庁舎移転への取り組みは

答

基金を積み立てておらず、
緊急防災減災事業債に期待する



よこお まさあき
横尾 政明 議員

問 横尾議員

検討委員会より答申を受
け、3年近く経過している
耐震化ができていない現
庁舎で、業務をしている職
員に対しては生命に関する
ことであり、早急に取り組
むべきである。

答 枅富町長

財政的に厳しい状況であ
り、また、新庁舎建設の基
金を積み立てていない。
有利な起債として、緊急
防災減災事業債があるが、
令和2年度までとなってい
る。この事業債の延長を期
待している。



役場庁舎

※緊急防災・減災事業債

東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施
する必要性が高く、即効性のある防災、減災等の
ための事業のうち、住民の避難、行政・社会機能
の維持及び災害に強いまちづくりに資する地方単
独事業を対象とする地方債で、
○津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画、
津波対策の観点から移転が必要と位置付けられ
た公共施設及び公用施設の移転等

地方交付税交付金算入率70%



緊急防災・減災事業債＝地方債充当率100%

問

大戸地区の環境
調査の進捗状況は

答

新型コロナウイルス対策等により
協議ができる状況でなかった

問 横尾議員

本年3月議会で「県と許
認可等について引き続き協
議を行っていききたい」との
答弁であった。協議の自身
や結果はどうだったのか。
また、調査費用や期間につ
いてはどれ程かかるのか。
残土処理場は、事前復興
計画用地として利用が考え
られるが、大戸地区は国定
公園内であり法的に問題は
ないか。

答 枅富町長

この3か月ほどは、新型
コロナウイルス感染症対策、
緊急事態宣言等々により、
県と協議ができる状況では
なかった。
環境調査費用については、
見積額1400万円、調査
期間は1年程度かかる見込
みである。
自然公園法にかかる許認

可については協議のうえ、
財政状況をみながら環境調
査をしたい。



残土処理計画（中村大戸地区）

問

ふるさと納税に
注力すべきでは

答

返礼品の提供を
各事業者をお願いしたい

問 横尾議員

重要課題解決には予算が
必要不可欠であり、目的達
成のためには、ふるさと納
税に注力すべきであると考
えるが。

答 枅富町長

ふるさと納税の平成30年
度は489万2000円、
令和元年度は575万円
あり、毎年少しずつ増えて
いるが十分ではなく、返礼
品提供事業者を増やしてい
かなければ、これ以上の寄
付金額の上積みは望めない
と考える。
ふるさと納税に注力して
いくためには、商工会をは
じめ各事業者の協力が不可
欠であり、お願いしたい。



般 質 問

問 アフターコロナへの対策は

答 チャレンジ支援事業などの活用を



問 堀内議員
 新型コロナウイルスにより多大な影響が出た。何とか第一波は収まりつつあると感じるが、第二波・三波が懸念されている。企業や自治体の中には、これを機にテレワークやZOOM会議。イベントなどが集まるものができるだけ控えネット配信を進める。商品販売方法もネットやSNSを活用する方向へ舵を切っている。同時に感染が収まれば、以前の形に戻る動きを懸念される方もいる。

以上を踏まえ、アフターコロナへの対応はどう考え

ているのか、これを機にネットリテラシーを広め、町内でもインターネットやSNSを活用した情報発信・ふるさと納税を含むネット販売の強化を行う方針はあるのか。

また、現地に行く必要がないZOOM会議などを活用すれば、時間の短縮・出張費の節約が見込めるが、現状どのような対策を検討しているのか。

答 枘富町長

新型コロナウイルスの拡大で消費行動が大きく変わる中、デジタルトランスフォーメーションの巧拙が企業の明暗を分けている。この機会に、牟岐町新型コロナウイルス感染症対策事業のチャレンジ支援事業を活用し、ネット販売の強化を図っていただきたいと思う。

- ※テレワーク
ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方
- ※ZOOM
Zoomビデオコミュニケーションズが提供するクラウドコンピューティングを使用したWeb会議サービスの名称
- ※ネットリテラシー
インターネットを正しく使いこなすための知識や能力。インターネットリテラシーともいう
- ※デジタルトランスフォーメーション（DX）
「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」

ふるさと納税については、返礼品提供事業者の確保が重要であり、ご協力のほどよろしくお願ひしたい。

時間と出張費が嵩む行政の会議につきましては、ビデオ会議システムでの開催を要望していく。

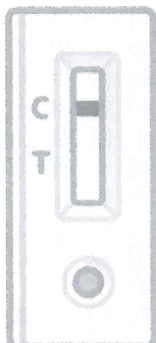
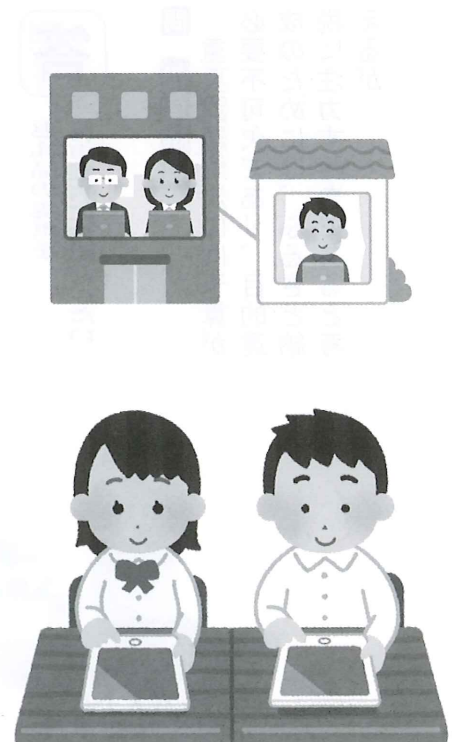
問 旧海部病院の改修について

答 報道で知った

問 堀内議員
 新型コロナウイルス感染症対策として、旧海部病院を改修し、軽症者等を対象とした宿泊療養施設を整備することは事前に知っていたのか。

答 枘富町長

具体的な数字がテレビ報道されまして、そこで私も具体的な数字を知った。



問

新型コロナウイルス感染症
第2波・第3波に備えを

答

万全を期す



藤元 雅文 議員
まさふみ 藤元

問 藤元議員
①本町における被害の実態は。

- ②各種支援策の利用状況は。
- ③支援策の周知の徹底を。
- ④コロナ対策としての旧海部病院の改修は推進を。
- 平時は、避難ビルとして使えるよう確約を得ておくべきではないか。
- ⑤保育園、学校におけるこれまで対応と、今後は文科省がいう、教員増員はあるのか。

答 榎富町長

①4月には、20%以上売り上げが減少した事業者が7

割を超え、飲食業、宿泊業サービス業の多くが50%以上の減収になっている。また、高価な魚種ほど売れない状況があり、今議会に事業継続給付金を計上しており支援する。

- ②10万円の特別定額給付金は、96.9%を給付。国の持続化給付金の申請サポート数は24件。雇用調整助成金の相談件数は14件。社協が窓口となっている緊急小口資金、総合支援資金の貸し付けは、5名と2名になっている。
 - ③国の支援策は一括で広報できていないが、町施策は、一覧表で周知する。
 - ④町民、県民の生命を守る施設であり、県には、安全対策や風評被害が出ないよう要請する。
- 感染症終息後は、避難施設として活用できる。

答 峯野教育長

⑤「3密」の回避に努め、感染予防対策を講じながら教育活動を行ってきた。今後は、休業日の短縮、学校行事の縮小、中止など工夫し、学習の遅れを取り戻すとともに、長期の臨時休業になった場合でも学習を停滞させないため、ICT機器を活用し、遠隔教育ができる体制や環境整備の可能性を探りたい。教員の増員計画はない。

答 大柳戸保育園長

⑤活動はクラス単位で、屋外での活動を心がけるなど、できる範囲での衛生、健康管理を行ってきた。今後は、活動内容や取り組み方の見直しを行い、通常の保育活動を段階を追って取り戻していく。

答

見直す

問

防災計画の見直しは

問 藤元議員

コロナ感染拡大により、従来の避難所計画の変更を進めなければならない。また、最低限必要な体温計、消毒液、マスクの備蓄はできているのか。

答 榎富町長

従来の避難所運営マニュアルでは、3密対策は想定されており、必要だ。パーテーション、マスク、消毒液、体温計など必要な資機材の確保に努める。

答 宮内総務課長

足りない分は、供給状況、価格に注意しながら買い揃えたい。



地域防災計画見直し

問

本町施設での受動喫煙対策は

答

適切に措置した

問 藤元議員

受動喫煙は、体に悪いというのは常識である。民間施設に先駆けて対策を講ずべきだ。

答 宮内総務課長

役場庁舎、海の総合文化センターでは、屋外に喫煙場所を設置。学校、体育館、保育園は、敷地内禁煙にしている。

令和2年度一般会計の予算総額は

34億1753万9千円になりました。

専決補正予算は、4億2145万2千円増額です。(原案承認)

6月補正予算は、2億1260万円増額です。(原案可決)

専決補正予算 **歳出予算の主なもの**

金 額	内 容
400,000,000円	特別定額給付金
3,000,000円	子育て世代への臨時特別給付金

専決補正予算 **歳入予算の主なもの**

金 額	内 容
3,250,000円	民生費補助金
413,042,000円	国庫支出金 総務費補助金
1,890,000円	繰越金 繰越金

6月補正予算 **歳出予算の主なもの**

金 額	内 容
4,523,000円	地域防災計画修正業務委託
1,320,000円	第6期障害福祉計画策定委託
22,137,000円	海部郡衛生処理事務組合負担金(追加分)
11,700,000円	広域漁港整備事業負担金(追加分)
65,644,000円	地方創生臨時交付金事業
6,000,000円	地域の安全確保モデル事業
12,351,000円	学校PC・タブレット等購入

6月補正予算 **歳入予算の主なもの**

金 額	内 容
57,325,000円	国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
97,358,000円	繰越金 繰越金

編集後記

本誌は、全議員が参加している広報委員会によって編集を行っています。多くの方に見ていただくために、より見やすい編集を心がけて取り組んでいます。読み辛いところや分かりにくい点など、何か気付いたことがあれば、広報委員会までご意見をお寄せください。本誌が発行される頃も、新型コロナウイルスとの戦いはまだまだ続いていることと思います。ワクチンなどの治療方法が確立し、完全に終息と言えるほどの状態になるまで気を抜かず、三密を回避し、マスクの着用、やうがい、手洗いをを行い、感染防止に努めましょう。

徳島県後期高齢者医療広域連合からお知らせです ① 8月は保険証の定期更新月です

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方には、有効期限が「令和2年7月31日」となっている[みどり色]の「後期高齢者医療被保険者証」を、1人に1枚お渡ししています。

7月中に有効期限 令和3年7月31日と記載された新しい被保険者証[オレンジ色]をお届けします。

令和2年8月1日から令和3年7月31日までの一部負担金の割合（1割又は3割）は、令和元（平成31）年中の所得に基づき、改めて判定します。

8月1日以降は、古い被保険者証は使えませんので、受診の際は有効期限を確認し、お間違えのないようご注意ください。

後期高齢者医療被保険者証
有効期限
交付年月日

被保険者番号
住所
氏名
生年月日
資格取得年月日
発行期日
一部負担金の割合
保険者番号
並びに保険者の名称及び印

徳島県
後期高齢者医療広域連合 [印]

後期高齢者医療被保険者証
有効期限 令和3年7月31日

※ご確認ください！
新しい被保険者証の有効期限は 令和3年7月31日 になっています。

【一部負担金の割合の判定方法について】

1割負担となる方		
同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満		
3割負担となる方		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
住民税課税所得	145万円以上	145万円以上の被保険者がいる
総収入の合計額	383万円未満は1割（要申請）	520万円未満は1割（要申請）
	383万円以上は3割（※）	520万円以上は3割

※70歳以上75歳未満の方（後期高齢者医療制度の被保険者以外）がいる場合、その方々との総収入の合計額が520万円未満の場合は1割（要申請）

①後期高齢者医療 限度額適用・標準負担額減額認定証（薄い紫色）をお持ちの方へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下、減額認定証）は、有効期限が「令和2年7月31日」となっています。

令和元（平成31）年度の減額認定証をお持ちの方で令和2年度住民税非課税世帯の方には、7月末までに、8月1日以降に使用可能な減額認定証をお届けいたします。更新申請書の提出は必要ありません。

減額認定証に記載されている適用区分が「区分Ⅱ」の方で、減額認定証発行後に90日を超える入院（過去12か月）をされた方は、お住まいの市町村担当窓口へ申請していただくことで、入院時の食事代がさらに減額されます。

※申請が遅れた場合、減額される期間が少なくなりますので、該当になる方は速やかに申請してください。

②後期高齢者医療 限度額適用認定証（ねずみ色）をお持ちの方へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用認定証」（以下、限度額認定証）は、有効期限が「令和2年7月31日」となっています。

令和元（平成31）年度の限度額認定証をお持ちの方で、令和2年度も所得区分が3割負担の「区分Ⅰ・Ⅱ」に該当される方には、7月末までに、8月1日以降に使用可能な限度額認定証をお届けいたします。更新申請書の提出は必要ありません。

② 臓器提供の意思表示にご協力ください

新しい被保険者証(有効期限令和3年7月31日)の裏面に、臓器提供意思表示欄が設けられています。これは、臓器移植に関する啓発や知識を深めるためです。臓器移植とは、病気や事故により臓器が機能しなくなった方に他の方の健康な臓器を移植し、機能を回復させる医療です。臓器提供の意思表示は自分の意思で決めることができます。また、意思表示欄記入後も意思の変更ができます。

臓器提供についてよく考え、家族とよく話し合い、意思表示欄の記入にご協力ください。なお、意思表示欄への記入は任意であり、義務付けるものではありません。

注意事項
保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。
備 考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。
2 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3 私は、臓器を提供しません。
◀ 1又は2を選んだ方で、提供をたくない臓器があれば、×をつけてください。▶

【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】
(特記欄:)

署名年月日: 年 月 日

本人署名(自筆): _____

家族署名(自筆): _____

◆自分の意思に合う番号を選択
自分の意思に合う番号を1から3までの中からひとつだけ選んで○をしてください。

◆提供したくない臓器の選択
1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、その臓器に×をつけてください。なお、提供できる臓器は以下のとおりです。
脳死後：心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球
心臓が停止した死後：腎臓・膵臓・眼球

◆特記欄への記載について
1又は2を選んだ方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供してもいい方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などと記入できます。
親族に優先して臓器提供をしたい方は、「親族優先」と記入できます。

◆本人署名・家族署名について
本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してください。また、家族署名欄には、この意思表示欄の記入を知っている家族が、その確認のために署名してください(家族署名欄の署名がなくても意思表示は有効です。)

※ 臓器提供意思表示欄記入後に、「個人情報保護シール」をはり付けることにより、記入内容を他の人に知られないようにすることができます。このシールは被保険者証同封パンフレット「臓器提供の意思表示にご協力ください」に付いています。

※ 記入する場合は、ボールペン等の消えないペンを使用してください。

※令和2年度の保険料の決定通知書を8月初旬にお送りします。
令和2年度の保険料が、年金から差し引かれている方は、4月分から8月分までは、仮徴収としてお支払いいただくこととなっております。
保険料の算定基礎となる前年の所得が確定後、年額保険料とお支払方法のお知らせをお送りします。
また、年金からの差引きではなく、納付書または口座振替により保険料を納めていただく方に年額保険料のお知らせと納付書をお送りします。

③ 歯科健康診査のお知らせ

後期高齢者医療制度に加入されている節目の年齢の方を対象に、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックし、口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯科健康診査を実施しています。

また、徳島大学歯学部において、口腔ケアと体の健康、医療費や介護給付費との関連を調査しています。定期健診の受診や口腔ケアを行うことは、全身の健康にとっても重要であることが示されています。今年度の対象者は、ぜひ歯科健診を受診しましょう。

対象者

令和元年中に節目の年齢になられた方（昭和19年，昭和14年，昭和9年，昭和4年生まれの方）
ただし、長期入院患者や施設入所者は対象外です。

〔 長期入院患者や施設入所者の方は、すでに健康状態を把握され、医師や施設管理者等の
指導を受けていると考えられることから、歯科健康診査の対象者から除いています。 〕

なお、対象者には8月下旬に歯科健診受診券のハガキを送付します。長期入院患者・施設入所者の方にハガキが届くこともありますが、対象外ですので健診はご遠慮ください。

受診場所

 後期高齢者の歯科健診の実施協力歯科医院

受診可能な歯科医院の一覧表を市町村窓口・広域連合窓口で配布予定です。
また、広域連合及び県歯科医師会のホームページに掲載予定です。

受診方法

 事前に電話等にて健診実施歯科医院にご予約の上、受診してください。

健診項目

 問診，口腔内診査，口腔機能評価（口の渇き，飲み込む力など）等

受診費用

 無料

受診期間

 令和2年9月1日～令和2年11月30日

持っていくもの

 後期高齢者医療被保険者証と歯科健診受診券のハガキ

その他注意事項

- 健診の予約日を忘れないようにしてください。
- 歯科健診は期間中に1回のみです。後日重複受診が判明した場合は費用を請求させていただきますのでご了承ください。
- 歯科健診自体は無料ですが、その後に治療行為が行われる場合は有料となりますのでご注意ください。
- 健診結果は、広域連合又は牟岐町での口腔保健指導及び徳島大学との共同研究による分析調査に活用することがありますので、ご了承ください。

※新型コロナウイルス等の影響により、変更・中止になる場合があります。

*****後期高齢者医療制度に関するお問い合わせ先*****

徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課
徳島市川内町平石若松78番地1
電話 088-677-3666

牟岐町役場 健康生活課 後期高齢者医療担当
牟岐町大字中村字本村7番地4
電話 72-3417

後期高齢者医療制度 在宅要介護者訪問歯科健康診査のお知らせ

後期高齢者医療に加入されている在宅の要介護者を対象に、在宅で歯科健診や歯科保健指導を行うことで、口腔機能の維持回復を促し、高齢者の低栄養や誤嚥性肺炎の予防することを目的に、訪問歯科健康診査を行います。

【対象者】

自力で歯科医院に通院することが困難な在宅の要介護者で、次の要件を全て満たす徳島県後期高齢者医療被保険者。

- ①要介護3・4・5の認定を受けている方
- ②介護保険の居宅療養管理指導（歯科医師・歯科衛生士によるもの）及び口腔機能向上加算を受けていない方
- ③医療保険の訪問歯科診療・訪問歯科衛生指導を受けていない方
- ④令和2年度歯科健康診査を受けていない方

【実施期間】

令和2年9月1日～令和2年12月末

【健診費用】

無料 ※ただし、その後の歯科治療については有料

【申込先】

徳島県後期高齢者医療広域連合 事業課

※申請前に、必ず担当ケアマネジャーに相談してください。

ケアマネジャーによる代理申請も可能です。

※対象者と決定した方には訪問歯科医・歯科衛生士をご自宅等に派遣いたします。

※新型コロナウイルス等の影響により、変更・中止になる場合があります。

訪問歯科健診の詳細や申請書等必要書類については、広域連合ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

後期高齢者医療制度の訪問歯科健康診査に関するお申込み・お問い合わせ先
徳島県後期高齢者医療広域連合事務局 事業課 徳島市川内町平石若松78番地1
電話 088-677-3666

ジェネリック医薬品による自己負担額軽減のお知らせを発送します

ジェネリック医薬品とは、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に、同じ有効成分を使って作られ、新薬と同等の効果、効能を厚生労働省から承認されている医薬品です。

徳島県後期高齢者医療広域連合では、現在処方されている新薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額がどれくらい軽減できるのか、その一例をお知らせする通知を令和2年9月下旬に送付します。

通知の対象者は、本年5月に医療機関で処方された新薬を、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額が大きく軽減される方です。

なお、全てのお薬にジェネリック医薬品があるとは限りませんので、利用を希望される場合は、医師や薬剤師にご相談ください。

お問い合わせ

徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課

電話 088-677-3666

ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

ひとり親世帯を支援するため、給付金が支給されます。申請が必要な方は、住民福祉課までご相談ください。

1. 基本給付

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付※1

○ 給付金の対象となる方

■以下、①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方（申請不要）
- ② 公的年金等※2を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方※3（申請必要）
- ③ 受給者又は扶養義務者の所得が児童扶養手当の所得制限限度額以上のため全額停止されている方や児童扶養手当の申請をされていない受給資格者の方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方（申請必要）

※1 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります

※2 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※3 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される方も対象となります。

○ 給付額

1世帯 5万円、第2子以降1人につき 3万円

2. 追加給付（申請が必要です。）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付

○ 給付金の対象となる方

上記、基本給付金対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

○ 給付額

1世帯 5万円

お問い合わせ 牟岐町住民福祉課 72-3416（受付時間 平日 8:30～17:15）

厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター

0120-400-903（受付時間 平日9:00～18:00）

ご存知ですか？重度心身障害者医療費助成事業

○ 重度の障がいをお持ちの方に

医療費の一部負担金
調剤一部負担金

 を助成いたします

医療助成の対象となる方		手続きに必要なもの
1	身体障害者手帳1・2級所持者	医療保険証・印鑑 身体障害者手帳 および療育手帳
2	療育手帳A所持者	
3	身体障害者手帳3・4級と療育手帳B1を所持する重複障がい者	

※ 上記の制度は医療保険加入者が対象となり、所得制限があります。

（注）65歳になっても引き続き重度医療を受給するには、後期高齢者医療制度に加入する必要がありますので、65歳を迎えられる方は注意してください。

【65歳の誕生日の1ヶ月前に牟岐町役場住民福祉課まで連絡をお願いいたします。】

(TEL. 0884-72-3416)

児童手当について

児童手当を受給するには、役場窓口で認定請求の手続きが必要です。(公務員のかたは勤務先に)

◆支給対象

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

◆支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

◆支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

例) 6月の支給日には、2～5月分の手当を支給します。

児童手当制度では、以下のルールを適用します

1. 原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します。
2. 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します。
3. 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方(父母指定者)に支給します。
4. 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。
5. 児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給します。

お問い合わせは 牟岐町住民福祉課(TEL72-3416)まで

犬猫の避妊・去勢手術費用の一部を補助します

牟岐町で飼われている犬・猫を対象として、1頭につき5,000円を合計10頭に補助を予定しています。(申込者が多い場合は抽選)

犬については、登録と令和2年度狂犬病予防注射を済ませていることが必要です。

(申し込み方法)

官製往復はがきに、飼い主の住所、氏名、電話番号、犬・猫の別、名前、年齢、性別、毛色、犬の場合は犬の登録鑑札番号及び狂犬病予防注射済票番号を記入し、徳島県獣医師会にお申し込みください。

なお、返信用はがきの宛名欄にも申込者の住所、氏名、郵便番号を記入してください。

詳しくは、徳島県獣医師会(7088-663-6607)へお問い合わせ下さい。

(申込先住所) 〒770-8007 徳島市新浜本町二丁目3番6号(公社)徳島県獣医師会

(申込期間) 令和2年10月1日～令和2年10月31日(必着)

(手術期間) 令和2年11月15日～令和3年1月20日

※飼い主のいない猫(地域猫)の避妊手術には、1匹10,000円を上限とした助成制度があります。詳しくは、住民福祉課にご相談ください。

児童扶養手当について

児童扶養手当を受給するには、役場窓口で認定請求の手続きが必要です。

◆児童扶養手当とは

父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方に支給されるものです。なお、支給は、児童が18歳に達した年度末(障害の状態にある児童の場合は20歳)までです。

◆支給時期

奇数月の11日に、それぞれの支払い月の前月までの2か月分が支払われます。(ただし、11日が金融機関の休日に当たるときは、直前の営業日になります。)

◆手当額

児 童 数	手 当 月 額	
	全部支給の方	一部支給の方
1人のとき	43,160円	43,150円 ~ 10,180円
2人のとき	10,190円加算	10,180円 ~ 5,100円加算
3人以上	1人につき6,110円加算	1人につき6,100円~3,060円加算

◆所得制限限度額

扶養親族等の数	本 人		孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限限度額
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円

※受給者及び扶養義務者等の所得が一定額以上ある場合や公的年金等を受給している場合は、手当額の一部又は全部が支給されません

◆手当の対象となる児童

- 父母が離婚した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が政令で定める障がいのある児童
- 父または母が生死不明な児童
- 父または母が1年以上遺棄している児童
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- 母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

お問い合わせは 牟岐町住民福祉課 (TEL 72-3416) まで

特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当は、精神や身体に常に介護を必要とする程度の障がいのある児童をご家庭で保護、監督している父や母、または父母に代わって児童を養育している方に対し支給される手当です。

◆対象となる児童

20歳未満で、身体や精神に重度障がい、または中度障がいのある児童

◆手当を受けられない場合

- 1、手当を受けようとする人、対象となる児童が、日本に住んでいない場合
- 2、児童が肢体不自由施設や知的障害児施設などの施設に入所している場合
- 3、児童が障がいを理由として厚生年金など公的年金を受けることができる場合
- 4、手当を受けようとする人の前年の所得が一定額以上ある場合

◆支給額

支給される手当の月額、障がい児1人につき1級（重度障がい児）52,500円、

2級（中度障がい児）34,970円となっています。（令和2年4月改定）

※手当額は、毎年度変更になる可能性があります。

◆特別児童扶養手当の支払日

手当は、請求した月の翌月分から支給され、年3回、支給月の前月分までの4か月が支払われます。

4月期（12月～3月分）→4月11日 支払い

8月期（4月～7月分）→8月11日 支払い

12月期（8月～11月分）→11月11日 支払い

（※11日が土日及び祝日にあたるときはその前日）

◆申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・請求者（手当を受けようとする人）と対象児童の戸籍謄本
- ・特別児童扶養手当認定診断書
- ・請求者名義の預金（貯金）通帳
- ・請求者、配偶者、対象児童の通知カードまたは個人番号カード

※この他にも、個別の事由により必要な書類があります。

詳しくは、牟岐町住民福祉課まで お問い合わせください。TEL 72-3416

ふるさと納税返礼品を募集しています

牟岐町への寄附促進と地元特産品等のPR・販売促進及び地元産業の活性化などの相乗効果を図るため、町外在住の寄附者様に対し、お礼の品として贈呈する商品やサービスを提供いただける協力事業者を募集しています。

ふるさと納税のお礼として、地域の特産品を送付するものがふるさと納税の返礼品です。

次のような返礼品は送付しないよう注意が必要です。

- (1) 金銭類似せいの高いもの（商品券など）
- (2) 資産性の高いもの（家具、家電、貴金属類）
- (3) 価格が高額なもの
- (4) 寄附額に対する返礼品の調達価格の割合（返礼品割合）が高いもの
例：1万円の寄付に対して5千円の返礼品を送付するなど（5割）
寄附額に対し、返礼割合は3割以下としなければなりません。

詳しくは、牟岐町役場総務課までお問い合わせください（TEL0884-72-3412）まで

障がいのある方を対象としたNHK放送受信料の免除基準内容のご案内

下記の条件に該当となる方は、NHK放送受信料を全額または半額免除が受けることができます。
免除の該当となる方（世帯）で、手続きがお済みでない場合は申請手続きをしてください。
（既に免除を受けている方は、手続きは必要ありません。）

＜放送受信料の免除基準内容＞ （平成27年6月1日施行）

【全額免除】

対 象	適 用 条 件
公 的 扶 助 受 給 者	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護法に規定する扶助を受けている場合 ●ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護を受けている場合 ●中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている場合
市町村民税非課税の 身 体 障 が い 者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
市町村民税非課税の 知 的 障 が い 者	所得税法または地方税法に規定する障がい者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障がい者と判断された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税を含む）非課税の場合
市町村民税非課税の 精 神 障 が い 者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
社 会 福 祉 事 業 施 設 入 所 者	社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設に入所されている場合

【半額免除】

対 象	適 用 条 件
視 覚 ・ 聴 覚 障 が い 者	視覚障がいまたは聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
重 度 の 身 体 障 が い 者	身体障害者手帳をお持ちで、障がい等級が重度（1級または2級）の方が世帯主で受信契約者の場合
重 度 の 知 的 障 が い 者	所得税法または地方税法に規定する特別障がい者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障がい者と判断された方が、世帯主で受信契約者の場合
重 度 の 精 神 障 が い 者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障がい等級が重度（1級）の方が世帯主で受信契約者の場合
重 度 の 戦 傷 病 者	戦傷病者手帳をお持ちで、障がい程度が特別項症から第1款症の方が、世帯主で受信契約者の場合

＜免除の申請手続きについて＞

◆お持ちの障がい者手帳・印鑑をご持参のうえ、役場住民福祉課で申請をしてください。

※ 全額免除申請される方で、本年1月2日以降に牟岐町に転入された方は、前住所地の非課税証明書が必要です。）

お問合せ先：NHK ふれあいセンター（☎ 0570-077-077） / 役場住民福祉課（☎ 72-3416）

特定健診&がん検診のお知らせ

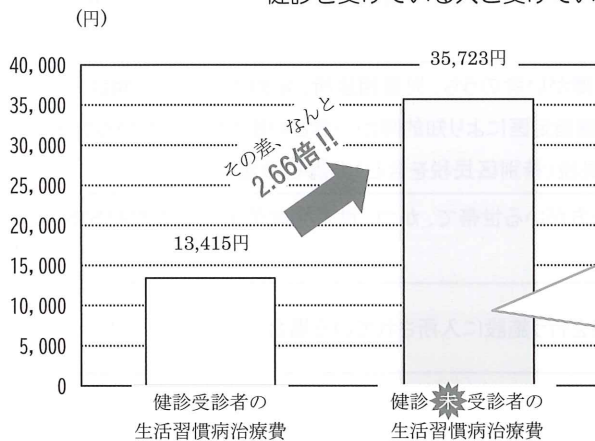
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度の集団健診は9月スタートになりました!!

日時	場所	受付時間	内容
9/12(土)	宮の本コミュニティセンター	8時~11時	■ 特定健診
10/25(日)	海の総合文化センター	※完全予約制です ※人数制限があるため、 お早めに申し込みください。	■ がん検診 肺・胃・大腸・ 前立腺・肝炎
12/25(金)	海の総合文化センター		

特定健診は**個別健診**(県内の指定医療機関 457 病院)で受診可能です。

(町内は**小柴医院牟岐駅前クリニック、美海クリニック**)

健診を受けている人と受けていない人の医療費の差(令和元年度)



健診を受けて定期的に自分の健康状態を確認できている方が、いざ治療となった時にも医療費が安く収まっていると、はっきりデータに表れています!!

年に1回の健診を受けて、ご自身の体にもお財布にもやさしくなりましょう!

~特定健診を受けるには?~

特定健診は、各保険者(例:牟岐町国保など)から発行される『受診券』が必要です。

受診券があれば、町の集団健診でも医療機関(小柴医院牟岐駅前クリニック・美海クリニック)でも特定健診を受診することができます。牟岐町国保からの案内の封筒は「緑色」です。

牟岐町国保の方なら、自己負担1,000円で受診できます!今年受診してくださった方には、来年、無料クーポンを発行します。継続して受けてもらいたいからです♪

受診してくださった方には、より詳しい検査もオススメしています。ぜひご受診下さい!

令和2年度からの変更点は下記の通りです

健診受診者全員に心電図検査を実施できます。

不整脈のほとんどは、自覚症状がありません。健診で見つかることがあります。

心房細動など、早めに治療すれば心筋梗塞や脳梗塞の予防ができることがあります。

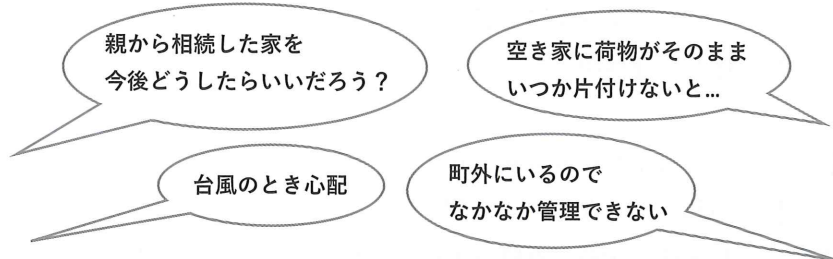


お問い合わせ・お申込みは…役場・健康生活課 Tel.72-3417(保健師・栄養士まで)

耐震化に関する補助金制度について(令和2年度)

耐 震 診 断	住 替 え 支 援
<p>徳島県建築士会の診断員による住宅の耐震診断を行う</p> <p>* 補助金額:37,000円 (共同住宅の場合74,000円)</p> <p>* 自己負担3,000円(共同住宅の場合6,000円)</p> <p>* 要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内にある木造住宅で、平成12年5月31日以前に着工されたもの ・現在居住している」又は「これから居住予定である」住宅で、3階建てまでのもの ・在来軸組み工法や伝統工法により建築された住宅(枠組壁工法を含む) 	<p>耐震性のない住宅から建替えや住替えに伴う住宅の除却費を補助する</p> <p>* 補助金額:工事費の2/5以内 限度額30万円</p> <p>* 要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内にある木造住宅で、昭和56年5月31日以前に着工されたもの ・評点が0.7未満と判定された住宅 ・現在居住する住宅の全てを除却する場合に限る ・県登録の施工者等が施工するもの
補 強 計 画	ブ ロ ッ ク 塀 撤 去 支 援
<p>耐震診断の結果、評点が1.0未満と判定された木造住宅に対して、耐震性を向上させる補強工事の方法や概算見積を提示する</p> <p>* 補助金額:54,000円</p> <p>* 自己負担:6,000円(共同住宅の場合12,000円)</p>	<p>道路沿いのブロック塀の撤去費用を補助する</p> <p>* 補助金額:工事費の4/5以内、限度額8万円</p> <p>* 要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路に面した塀の全てを撤去する ・町内の解体業者が施工するもの
耐 震 改 修 支 援	耐 震 シェ ル タ ー 設 置
<p>本格的な耐震改修費を補助する</p> <p>* 補助金額:工事費の4/5以内、限度額120万円</p> <p>* 要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内にある木造住宅で、平成12年5月31日以前に着工されたもの ・評点が1.0未満と判定された住宅で、改修後1.0以上となる工事 ・高さ1.5m以上の家具の固定 ・県登録の施工者等が施工するもの ・のぼり旗設置や見学会等への協力 	<p>耐震シェルター設置工事費を補助する</p> <p>* 補助金額:工事費の4/5以内、限度額80万円</p> <p>* 要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内にある木造住宅で、平成12年5月31日以前に着工されたもの ・評点が1.0未満と判定された住宅で、現在居住 ・耐震シェルター又は耐震ベッドの設置 ・高さ1.5m以上の家具の固定 ・県登録の施工者等が施工するもの ・啓発モニターとして協力(シェルターの場合)
住 まい の ス マ ー ト 化 支 援 事 業	<p>◆ 申込み・問い合わせ先 ◆</p> <p>牟岐町役場 建設課 耐震化担当</p> <p>電話番号:0884-72-3418(直通)</p> <p>FAX番号:0884-72-2716</p> <p>建設課代表メールアドレス</p> <p>mugikensetu@mugi.i-tokushima.jp</p>
<p>耐震とあわせて最先端の改修費を補助する</p> <p>* 補助金額:工事費の2/3以内、限度額30万円</p> <p>* 要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内にある木造住宅で、平成12年5月31日以前に着工されたもの ・耐震改修支援事業又は耐震シェルター設置支援事業と併せて行う ICTやAIを活用した設備を設置するスマート化工事 ・バリアフリー化工事や省エネ性能向上工事も対象 ・県登録の施工者等が施工するもの 	

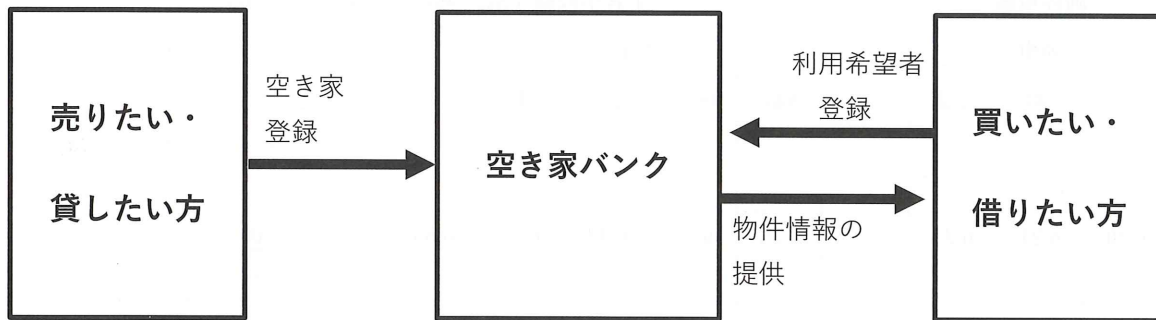
～地域のために 眠っている空き家を活かしませんか



ご所有の「空き家」について考える時代となりました。

☆空き家の活用

空き家バンク…牟岐町における空き家の有効活用をすることにより、定住促進及び地域の活性化を図ることを目的として、空き家バンクを設置いたしました。



空き家を有効に活用されたい所有者・管理者の方は建設課までご連絡ください。

- ※ 空き家バンクへの登録は無料です。
- ※ 牟岐町は情報提供のみ行い、交渉および契約は当事者間になります。
- ※ 登録されている物件は牟岐町ホームページにてご覧になれます。

(<https://www.town.tokushima-mugi.lg.jp/docs/2018100300010/>)

牟岐町ホームページトップ画面左側『お役立ち情報』欄の『空き家バンク 物件紹介』をクリック

お問い合わせ
牟岐町役場 建設課
TEL：0884-72-3418

8月は「電気使用安全月間」です

電気の正しい使い方

コンセントやテーブルタップの容量を超えて、一度にたくさんの電気機器を使うと過熱して危険です。

たこ足配線はやめましょう。

テーブルタップを使って、いくつもの電気器具を同時に使っていませんか。この状態をタコ足配線といいます。テーブルタップのコードは、流せる電流の量に制限があります。

タコ足配線は、コードが過熱して火災の原因になることがあります。器具が増えたらコンセントを増やしましょう。

電気安全のご相談は、お気軽に下記までご連絡ください。

工事に伴うバス代行輸送について

DMV導入事業による施設・線路改修工事のため、令和3年1月末日(予定)までJR牟岐線(牟岐-海部間)を運休し、運休中は次のとおりバスによる代行輸送となっています。

【運休の期間】令和2年7月18日～令和3年1月末日(予定)

【代行輸送の運賃】鉄道料金(定期券でもご利用いただけます。)

【バス停-乗降場所-】各駅の駅前で乗降(乗降場所以外で乗降することはできません。)

【運行ダイヤ】代行輸送ダイヤは次のとおりです。

上り(徳島方面)												
阿佐東線			JR牟岐線(徳島～阿南・桑野間は一部非掲載)									
列車			代行バス						列車			
甲浦発	宍喰発	海部着		海部発	阿波海南発	浅川発	鱈瀬発	牟岐着		牟岐発	日和佐発	徳島着
										5:50	6:07	7:28
										6:28	6:46	8:33
6:20	6:24	6:31	のりかえ	6:35	6:38	6:42	6:47	6:55	のりかえ	7:00	7:13	8:18
									のりかえ	7:14	7:31	8:54
6:59	7:03	7:10										
7:59	8:03	8:10	のりかえ	8:18	8:21	8:25	8:30	8:38	のりかえ	8:44	9:02	10:41
8:31	8:35	(止)										
	8:58	9:05										
9:33	9:37	9:44	のりかえ	9:55	9:58	10:02	10:07	10:15	のりかえ	10:20	10:38	12:11
10:05	10:09	(止)										
	11:05	11:12										
11:33	11:37	11:44	のりかえ	11:54	11:57	12:01	12:06	12:14	のりかえ	12:20	12:38	14:11
12:05	12:09	12:16										
13:33	13:37	13:44	のりかえ	13:54	13:57	14:01	14:06	14:14	のりかえ	14:20	14:38	16:11
14:05	14:09	14:16										
15:33	15:37	15:44	のりかえ	15:54	15:57	16:01	16:06	16:14	のりかえ	16:20	16:38	18:11
16:58	17:02	17:09	のりかえ	17:13	17:16	17:20	17:25	17:33	のりかえ	17:41	18:03	19:43
17:30	17:34	17:41	のりかえ	18:21	18:24	18:28	18:33	18:41	のりかえ	18:46	19:06	21:03
18:14	18:18	18:25										
19:43	19:47	19:54	のりかえ	20:10	20:13	20:17	20:22	20:30	のりかえ	20:51	21:10	22:31
20:15	20:19	20:26										

※太字は特急列車

JR牟岐線(牟岐～海部間)

下り (甲浦方面)												
J R 牟岐線 (徳島～阿南・桑野間は一部非掲載)									阿佐東線			
列車			代行バス							列車		
徳島発	日和佐発	牟岐着		牟岐発	鯖瀬発	浅川発	阿波海南発	海部着		海部発	穴喰発	甲浦着
				6:10	6:17	6:22	6:26	6:30	のりかえ	6:43	6:50	6:54
										7:15	7:22	7:26
5:43	7:31	7:48	のりかえ	7:53	8:00	8:05	8:09	8:13	のりかえ	8:16	8:23	8:27
6:46	8:24	8:42	のりかえ	8:52	8:59	9:04	9:08	9:12	のりかえ	9:17	9:24	9:28
										9:49	9:56	10:00
										11:17	11:24	11:28
9:30	11:02	11:20	のりかえ	11:25	11:32	11:37	11:41	11:45	のりかえ	11:49	11:56	12:00
										12:21	12:28	(止)
											13:24	13:28
11:30	13:02	13:20	のりかえ	13:25	13:32	13:37	13:41	13:45	のりかえ	13:49	13:56	14:00
										14:21	14:28	(止)
											15:24	15:28
13:30	15:02	15:20	のりかえ	15:25	15:32	15:37	15:41	15:45	のりかえ	15:49	15:56	16:00
				16:48	16:55	17:00	17:04	17:08	のりかえ	17:14	17:21	17:25
15:30	17:04	17:22	のりかえ	17:36	17:43	17:48	17:52	17:56	のりかえ	17:59	18:06	18:10
16:30	18:02	18:20								18:30	18:37	(止)
											19:34	19:38
17:30	19:05	19:23	のりかえ	19:33	19:40	19:45	19:49	19:53	のりかえ	19:59	20:06	20:10
18:30	20:03	20:22								20:31	20:38	20:42
19:33	20:35	20:50										
21:23	22:56	23:14										

※太字は特急列車

自衛官採用試験案内

	自衛官候補生 (任期制自衛官のコース)	一般曹候補生 (部隊の中核となる 自衛官を養成するコース)	航空学生 (海・空自衛隊のパイロットを 養成するコース)
身 分	特 別 職 国 家 公 務 員		
応募資格	18歳以上 32歳未満の男女		空：高卒、21歳未満の男女 海：高卒、23歳未満の男女
受付期間	年中受付中	9月10日(木)まで(志願書類の提出)	
試 験 日	受付時にお知らせします	1次試験 9月18～19日の1日	1次試験 9月22日(火)
試験会場	各種目とも徳島県内で実施します		
	採用説明会を8月23日(日)10時から阿南地域事務所 (富岡町内町164 内町会館1階)で実施予定です。事前に電話予約が必要です。		
	試験日については、変更になる可能性があります。 詳しくは、自衛隊阿南地域事務所 0884-22-6981まで		

津波避難場所「旧海部病院4階・屋上」の使用できない期間について

旧海部病院を新型コロナウイルス感染症の軽症者・無症状者の宿泊療養施設に改修するため、下記期間は津波避難場所として使用できません。

使用できない期間中は、下図を参考に周辺の避難場所に避難をお願いいたします。

1 津波避難場所として使用できない期間

使用できない期間	令和2年6月29日～11月30日[予定](4階工事期間)
	軽症者・無症状者が宿泊療養している期間

※上記以外の期間は避難場所として使用できます。

2 旧海部病院周辺の津波避難場所



台風対策・四国電力送配電からのお願い

●台風接近前の飛来物予防のお願い

- ・強風により看板やトタン屋根、畑の表面を覆うマルチシートなどが飛ばされ、電線に引っ掛かり停電となる事例が発生しています。
- ・台風シーズン前には飛ばされるものは固定し、古くなった屋根は修理するなど、事前の対策をお願いします。

●台風通過後の事故防止のお願い

- ・切れて垂れ下がった電線に触れると、感電などの恐れがあり大変危険です。
- ・また、電柱や電線に巻き付いたシートやトタンに触れても感電などの恐れがあり大変危険です。
- ・絶対に近づかないで四国電力送配電へご連絡ください。

福祉のお仕事相談

福祉のお仕事を探している方、興味がある方！
就職や転職活動のこと、福祉の資格取得などについて、
相談を受け付けております！！



- ◆福祉のお仕事紹介
- ◆福祉の資格のご相談
- ◆小中高大学等で福祉の授業
- ◆介護福祉士・保育士等の修学資金の貸付
- ◆福祉の知識・技能取得セミナー
- ◆履歴書の書き方や働き方等のアドバイス

徳島県社会福祉協議会 福祉人材センターアイネット
 連絡先 TEL：088-625-2040 メールアドレス：ainet@tokushakyo.jp
 ホームページ https://ainet-tokushima.jp



ホームページ
はコチラから
←
←

シニアの皆さん!「介護助手」として活躍しませんか?

徳島県では、概ね60歳以上の方を対象に「介護助手」として働くモデル事業を実施します。介護施設において、清掃やシーツ交換、話し相手など身体への負担が比較的少ない介護の周辺業務」を担う仕事です。
無資格・未経験・短時間勤務でも参加いただけます。



～～まずは事前説明会にお越しください!～～

会場：特別養護老人ホーム 緑風荘

牟岐町大字中村字山田30番 ☎0884-72-3155

日時：8月27日(木) 14：00～

※事前にお申込みください。(当日参加可)

●モデル期間：10月頃から3か月間

●時給：850円

(期間終了後、継続雇用となった場合、各施設の賃金体系に基づき支給)



お問合せ先 社会福祉法人徳島県社会福祉協議会 TEL：088-654-4461 または 088-625-2040

ご寄付いただきました

- ・大阪府 杉原 トシ子様より5万円ご寄付をいただきました。ありがとうございました。
- ・株式会社オオキタ様から、レジ袋収益金より5万円の寄付をいただきました。環境保全活動費として活用させていただきます。ありがとうございました。



「千年サンゴ」保全プロジェクト

(公社)日本ユネスコ協会連盟・プロジェクト未来遺産登録「次世代につなごう!!「千年サンゴ」保全プロジェクト」

「千年サンゴ」とともに生きる ～ サポーター会員募集 ～



千年さんごちゃん

徳島県牟岐町大島内湾に生息する高さ約9m、外周約30mの巨大なコブハマサンゴは「千年サンゴ」の愛称で親しまれています。「千年サンゴと生きるまちづくり協議会」では、サンゴを食べるオニヒトデなどの食害生物から「千年サンゴ」を守る活動をしています。活動経費を支援していただけるサポーター会員を募集中です!



千年サンゴ

- 1 年会費 個人会員 1口 1,000円 法人会員 1口 3,000円
- 2 有効期限 会員登録日から2021年3月31日まで
- 3 内容 千年サンゴ保全活動経費の支援
- 4 特典 「千年さんごちゃん特製クリアファイル」プレゼント
法人会員は10口以上で協議会HPにバナーを掲載可。
- 5 申込方法 申込書と年会費を受付窓口までご持参いただくか、
郵便局からのお振込みで申し込みください。



【クリアファイル】



【保全活動】

<窓口で申し込み場合>

次の窓口で受け付けています。

◆牟岐町役場 (産業課)

〒775-8570 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7-4 TEL:0884-72-3419

◆徳島県南部総合県民局保健福祉環境部 (阿南) 環境担当

〒774-0011 徳島県阿南市領家町野神319 TEL:0884-28-9858

<郵便局からの振込で申し込み場合>

郵便局に備え付けの「払込取扱票」で、次の口座にお振り込みください。(振込手数料はご負担いただきます)

- ・口座番号: 01670-8-76863
- ・加入者名: 千年サンゴと生きるまちづくり協議会
- ・ご依頼人欄: ご住所、お名前(フリガナ)、電話番号をご記入ください。
- ・通信欄: 申込み内容をご記入ください。

【ご記入例】個人5口 5,000円

協議会HP: <http://www.sennensango.com>



(お問い合わせ先)

千年サンゴと生きるまちづくり協議会
サポーター会員事務局 〒775-8570
徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7-4
牟岐町役場 産業課 TEL:0884-72-3419

※千年サンゴを守る活動は、皆様からのサポーター会費のほか、TOYO TIRE グループ環境保護基金の助成と公益社団法人日本ユネスコ協会連盟の応援金により実施しています。

----- キリトリセン -----

2020年度 「千年サンゴ」 サポーター申込書 年 月 日

(フリガナ) お名前 <small>〔法人または団体の名称〕 代表者の氏名</small>		電話 番号	
ご住所	(〒 -)		
申込内容	個人会員 1,000円 ×	□ =	円
	法人会員 3,000円 ×	□ =	円

事務局記入欄	受付窓口	会員番号	
--------	------	------	--

北海道地震津波の記録

「海が吠えた日」より

あの日の恐怖

浜崎 海老名 典子

ゴウ！ともものすごい音に安眠の夢を破られ飛び起きた。しかし上下同の揺れにどうすることもできず不安を募らせること数分、やがて揺れは止まった。外で近所の新開さんが「浜に逃げよ」と叫んでいたので咄嗟に浜へ逃げた。

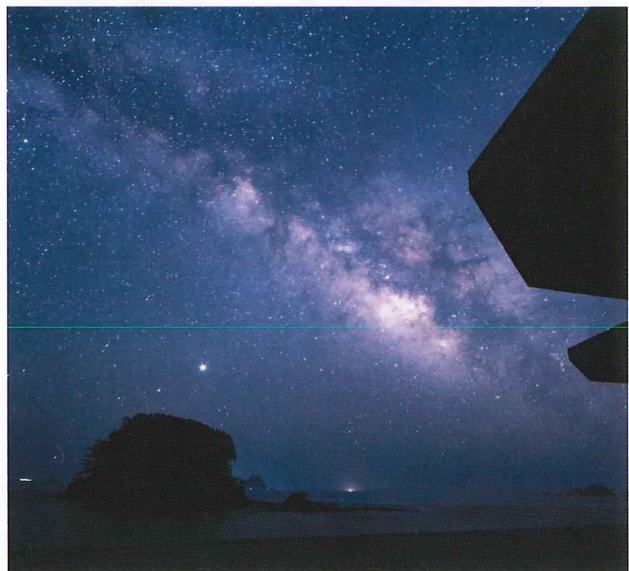
祖父が「津波が来るか分からん。見てこい」と若者に伝えた。すると浜の方向からガラガラと空缶を転がすような音と共に津波が押し寄せて来た。あわてて家に帰るも障子や襖が倒れており、家に入ることができない。そのうちに西の方から潮が真っ白に込んで来た。足を濡らしながらも、妹を背負い弟の手を引いて昌寿寺山めざして一目散に逃げた。

昌寿寺山登り口では避難の人々でごった返しており、皆がわれ先にと山に登っている。私は前の人の背中にしがみつき、弟の手を引いてかけ登った。

頂上では人が溢れ、休む場所もないくらいだった。下の田圃では「助けてくれ！」と悲鳴が聞えてくるがそうすることもできない。ただ等閉視するのみであった。寒くて震えていると亀田さんが「これ着いとり」と言って毛布を二枚貸してくれ、家族がくるまって暖を取り合いました。夜が明けてから家を見にもどったが、我が家は跡形もなく流失し浜口さんの二階が居座っていた。私は涙が出てとまらなかった。

父は私が十四歳の時に他界しており、祖父、母、弟妹の五名で、どうしたらよいか露頭に迷う感が頭を過る。前夜勤務から帰り、正月の晴着に作った着物を長押しに掛けてあったが、今はどうなったのか。娘十八の私には耐え難い悲しみであった。昼近くになって昌寿寺で炊き出しがあると知らされ、ようやく腹をつくることができ、明日からの希望も生まれて来た。しかし今夜から泊る所も無く、山頂で二日間野宿の生活を余儀なくされた。

三日目から親戚の宅で泊めていただくことができた。親戚の方々が応急住宅を建てて下さり、家族一同が雨露をしのぐことができ、泣くほど嬉しうございました。救援物資として旧軍服や毛布等の配給を受け、更生して着用し暖を取る生活が始まった。こうして徐々に復旧して行くことになった。



Pick Up Mugi

断 酒 会

活動内容を教えてください。

お酒でお困りの方とご家族の皆さん、助かる場がありますよ。酒害者への支援：酒害者と家族による例会開催、酒害防止運動
 例会：毎月第1土曜日 18:30～20:30 浜の家にて

牟岐町に対する要望は。

相談窓口を明確化し、担当者が酒害者家族への対処法を習熟する。町の理事者と議会議員、役場職員が酒の真実と依存症を理解し、酒害者と家族への対処法を勉強して欲しい。

今後の目標は。

酒害に苦しむ依存症者とご家族の全てが断酒会に繋がる事。

「広報むぎ」の感想は。

町の各種の活動を楽しみに拝見しています。今後とも酒害撲滅にご協力をお願いします。

NPO法人 徳島県断酒会 阿南支部 牟岐例会



横田喜代重 牟岐例会 代表者
 090-2780-4938 横田喜代重
 090-2822-8662 川辺 秀年